委託業務の総合評価落札方式のガイドライン

1　総合評価落札方式の概要

業務委託における総合評価落札方式は単に入札価格だけでなく当該業務に必要な履行能力や業務内容等を適正に評価し、業務委託の一層の品質確保を図ることを目的としています。この方式を採用した場合、必ずしも最も低い価格の入札者が落札者になるとは限らず、価格以外の要素に対してより評価の高い提案を行った者が落札者になることがあり得ます。このことから、ダンピングの防止や談合等の不正防止等も期待されます。

本ガイドラインは、川崎市業務委託総合評価一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という）に基づき、財政局資産管理部契約課が発注する業務委託の総合評価落札方式について、その基本的な運用方法を示すものになります。なお、総合評価落札方式で実施する案件は公告等でお知らせします。

2　川崎市の総合評価落札方式

（１）総合評価落札方式の適用対象

発注金額にかかわらず、発注する業務委託の内容等により総合評価落札方式によることが適当であると考えられる場合は、総合評価落札方式によることとします。

（２）落札者の決定

落札者決定までは以下のとおりです。

まず、大きく４点で分類した「①企業の技術的能力」、「②企業の信頼性・社会性」、「③企業の地域貢献度」、「④当該業務の評価項目」を評価（技術評価点）します。次に、入札を執行し、技術評価点を入札価格（入札価格が低入札価格調査基準価格（税抜）未満の場合は低入札価格調査基準価格（税抜））で除した総合評価点を算出します。落札者は総合評価点が高い順に決定します。

なお、具体的な評価項目及び配点等は総合評価落札方式入札評価項目表を参照してください。

①企業の技術的能力⇒業務実績
②企業の信頼性・社会性⇒ISO 取得等、障害者雇用等
③企業の地域貢献度⇒災害時の協力体制、本社所在地
④当該業務の評価項目⇒業務特性に応じた評項項目

⟩ **技術評価点**（①～④発注課等で評価）

（評価後、契約課において）

入札の執行（**総合評価点**の算出）⇒（低入札価格調査）⇒落札者決定

（３）落札者の決定方法

入札参加申込者に対して、提出された評価項目算定資料を基に、予め設定した評価基準（技術評価項目表）により採点し、その点数（加算点）と標準点（１００点）の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（総合評価点）の最も高い者を落札者とします。

なお、最も高い者が複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

具体的な総合評価点の算出方法は、次の式のとおりです。

ア【入札価格が低入札価格調査基準価格（税抜）以上の場合】

総合評価点＝技術評価点／入札価格×100,000,000

イ【入札価格が低入札価格調査基準価格（税抜）未満の場合】

総合評価点＝技術評価点／低入札価格調査基準価格（税抜）×100,000,000

※ 総合評価点は、小数点第５位以下切捨てとします。

ただし、特に必要と認める業務委託については、入札価格にかかわらず、上記アによるものとします。この場合は、当該業務委託の入札の公告において明示するものとします。

なお、最も高い者が複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

（４）入札書等の提出（評価項目算定資料の提出）

入札参加希望者は、資格確認通知書の送付後に次の書類を、「入札書等提出期限」までに**電子入札とは別に提出**してください。

なお、原則入札公表時に示す専用フォームにより提出するものとし、専用フォームにより提出ができない場合に郵送または持参により提出してください。

（５）中立かつ公正な審査・評価の確保

ア　総合評価審査員の意見聴取

落札者決定基準を策定しようとする場合は、地方自治法により２人以上の学識経験者からの意見を聞くことになります。また、落札者を決定しようとする時は学識経験者から意見等を聞く場合があります。

なお、学識経験者は発注課等で選定します。

イ　落札結果の公表

落札者が決定したときは、当該落札者及び入札参加者へメール等により結果を通知するとともに、川崎市ホームページ等にも公表します。また、公表後、各入札者が自らの評価点（価格以外の技術評価点に限る）に疑義がある場合、公表があった日から起算して２日以内に、市に照会（第６号様式）することができます。

（６）低入札価格調査

ア　価格失格基準

調査基準価格の１００分の９５を下回った者を失格とします。

イ　調査基準価格

調査基準価格は委託の最低制限価格の設定基準を準用します。

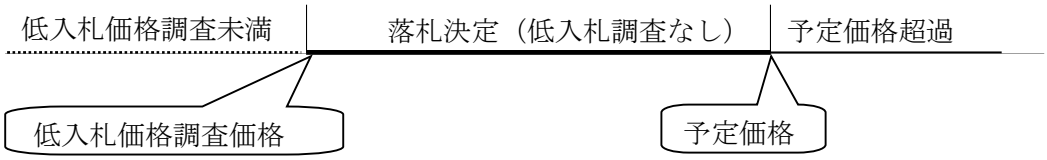
ウ　落札決定の保留

アの場合を除き、調査基準価格未満の入札で総合評価点が一番高い者は、調査終了まで落札決定は保留（落札候補者）になります。

エ　調査方法

契約課と発注課等で構成された「業務委託低入札価格調査委員会」において、落札候補者の意見聴取等を行い、落札の可否について総合的に判断します。

なお、当該委員会で否の判断の場合、次に点数の高い者が落札（候補）者になります。



（７）提出した内容等が履行できなかった場合の対応について

提出した評価項目資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を講じることになります。

（８）主なスケジュール

項　目	備　考
①　入札公告・申込開始	確認通知後②に進みます。
②　入札等提出期限	電子入札になります。また、評価項目資料は原則専用フォームになります。
③　入札書の開札、総合評価点の算出	
④　落札者の決定・通知	低入札価格調査の場合、⑤まで日数を要します。
⑤　契約締結	

※公告で具体的な日程等を公表します。